

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）  
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 標準報酬月額等級区分の改定について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年8月18日、通知「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の事務処理等について」（※1）を発出しました。

本通知は、2020年8月14日に公布された「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和2年政令第246号）」（※2）に関連する改正事項及びこれに伴う事務処理について通知するものであり、概要は以下のとおりです。

1. 厚生年金基金制度について

- ・旧厚生年金基金令第17条に定める標準給与の基準について改定後の等級に留意する。
- ・各基金は、対象となる加入員の標準給与の改定が、日本年金機構から通知された標準報酬の変更と齟齬がないよう確認する。
- ・固定的賃金の変動がありながら、標準給与の等級に2等級以上の差が生じないために随時改定の対象とならない場合については特例的な随時改定を行う。

2. 確定給付企業年金について

- ・厚生年金保険の標準報酬を用いている場合の規約変更については、厚生労働大臣への届出が必要。

※なお、次の内容について、信託協会・生命保険協会から厚生労働省に照会を行い、回答を得ています。

- ①規約上「標準報酬月額」について、法律の有効日の記載なく法律から引用している場合や、法律等からの引用を明記していなくても、法律から引用していることが明確な場合には、法改正に伴い法改正後の解釈となるため、規約変更は不要。
- ②規約の別表等に厚生年金保険法と同様の等級の区分を規定し、基準給与を定義している場合において、等級の区分を追加する規約変更を行うことについては、届出が必要（理事長専決可、数理関係申請書類不要）。

### 3. 確定拠出年金について

- ・厚生年金保険の標準報酬を用いている場合の規約変更については、厚生労働大臣の承認を受ける必要がある。

<参考：厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の概要>

- 2020年9月以後の厚生年金保険の標準報酬月額について、現在の最高等級（第31級・62万円）の上にさらに1等級（第32級・65万円）を加える改定を行う。
- 標準賞与額の最高限度額を150万円（現行と同額）と定める。
- 本政令の施行日（2020年9月1日）時点で、2020年9月の標準報酬月額が62万円であって、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が63万5千円以上である者の標準報酬月額については、第32級（65万円）の標準報酬月額へ改定する。

※1 通知「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の事務処理等について」

[https://www.pfa.or.jp/pwap/kaiin/dispatch?jigyo/horeitsuchi/tsuchi/files/nenki-20200818\\_1.pdf](https://www.pfa.or.jp/pwap/kaiin/dispatch?jigyo/horeitsuchi/tsuchi/files/nenki-20200818_1.pdf)

※2 政令「厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和2年政令第246号）」

<https://kanpou.npb.go.jp/20200814/20200814h00311/20200814h003110002f.html>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

日本-年基-202008-170-0301-D